

日本・ブルネイ経済連携協定(大筋合意の概要)

日本・ブルネイ経済連携協定(EPA)の意義

- ASEAN全体との経済連携強化のための一つのステップ(ASEAN原加盟国とは全て二国間EPA締結済み、又は交渉中)
- エネルギー資源(天然ガス、石油)の安定供給に資する枠組み提供

交渉の経緯

2005年12月

交渉立ち上げのための準備協議開始を決定
(首脳会談: 東アジア首脳会議)

2006年2月、4月

交渉の枠組み等に関する準備協議

2006年5月

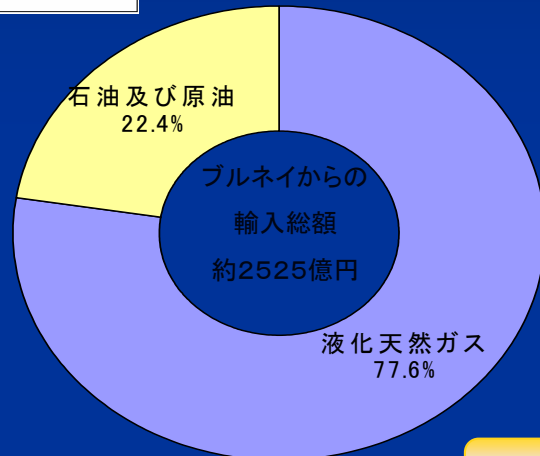
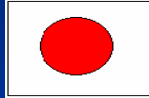
正式交渉開始決定
(外相会談: ACD外相会合)

2006年6月~11月

交渉会合3回/中間会合1回
(加えて、分野別専門家会合を数次に亘り開催)



2006年12月大筋合意
(交渉開始後6ヶ月での大筋合意達成はこれまでで最短)

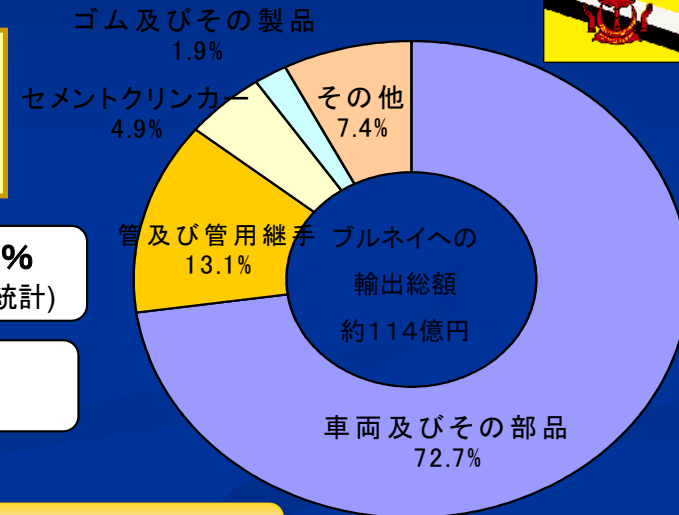


日本の対ブルネイ貿易構造

(2005年財務省貿易統計)

ブルネイへの輸出額の99.94%が無税に(2005年ブルネイ貿易統計)

ブルネイからの輸入額の99.99%が無税に



往復貿易額の約99.9%を10年以内に関税撤廃

● 日本側の市場アクセス改善

□ 鉱工業品

ほぼ全ての品目につき即時関税撤廃

□ 農林水産品

(関税撤廃を行う品目例)

- ・マンゴー、ドリアン、アスパラガス: 即時関税撤廃
- ・野菜ジュース、カレー調製品: 段階的関税撤廃
- ・林産品(合板等を除く): 即時又は段階的関税撤廃
- ・えび: 即時関税撤廃

● ブルネイ側の市場アクセス改善

□ 鉱工業品

- ・自動車(乗用車、バス、トラック等): 3年以内に関税撤廃(現行20%)
- ・自動車部品: ほぼ全ての品目につき3年以内に関税撤廃(現行20%)
- ・電気・電子製品、産業機械: ほぼ全ての品目につき5年以内に関税撤廃(現行5~20%)

□ 農林水産品

・ほぼ全ての農林水産品につき、即時又は段階的関税撤廃

日本・ブルネイEPAに含まれるその他の主な分野

税関手続

貿易の円滑化を図る観点から、予見可能性、一貫性及び透明性のある税関手続、関税法の適切な適用及び通関の迅速化を確保するとともに、協力・情報交換を推進。

投資

内国民待遇、最恵国待遇、特定措置の履行要求の禁止を含め、投資の保護の強化とより自由な投資の枠組みを整備。

サービス貿易

市場アクセス、内国民待遇、最恵国待遇、透明性等、サービス貿易促進のための規律と枠組みを整備し、WTOの下での約束を超えたサービス貿易自由化を相互に約束。

エネルギー

規制措置に関する規律の導入、協力の実施、対話の枠組みの設置等により、エネルギー分野において安定的で両国の利益となるような関係を維持・強化。

ビジネス環境整備

知的財産の保護強化及び政府調達市場の自由化をビジネス環境整備の要素として位置づけ。協議の枠組みとして政府関係者・関連民間部門の関係者の参加するビジネス環境整備小委員会を設置。

協力

二国間の経済連携の強化のため、以下の8分野について協力を実施。

- ①貿易投資促進、②中小企業、③農林水産業、④観光、⑤教育・人材養成、⑥情報通信技術、⑦科学技術、⑧知的財産

今後の作業

本協定の署名に向け、全ての章・附属書につき条文確定のための交渉及び作業を継続。